

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、あらゆる事業活動において公正・公開かつ責任ある企業行動を確実に実践しつつ、グループ全体の企業価値を最大限に向上させていくことが極めて重要であるとの認識の下、これまで以上に、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

法令の遵守、経営の透明性、取締役会での活発な議論、意思決定のスピードアップ、株主利益の最大化を念頭に統治をしなければならないと考えております。

すなわち、高齢社会において注目される介護業界において、競争環境が一段と厳しさを増す今日、グループ丸となった経営戦略の展開強化を目指し、環境変化に即応する迅速かつ機動的な意思決定と業務執行を推し進めるとともに、全てのステークホルダーからの信頼と負託に応えるべく、経営の健全性と透明性の確保に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

このような考え方の下、当社グループにおいては、

- (1) 取締役の任期は1年間とし、毎年、株主総会における信任を受ける。
 - (2) 取締役会においてグループ一体となった事業戦略を審議・決定する。
 - (3) 経営の専門家である社外取締役の経験、見識による助言を通じて取締役会の活性化を図るとともに、社外取締役による経営監視機能を向上させる。
 - (4) 監査役設置会社を選択し、監査役の過半数を専門的知見を持つ社外監査役とすることで、会社法制下においてその権限が強化・拡充されてきた監査役会によって、実効性ある経営の監視監督に努め、経営の健全性・透明性の維持・確保を図る。
- といった体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

[2021年6月改定後のコードに基づき記載しております]

[補充原則1-2④ 議決権の電子行使のための環境整備]

当社では、機関投資家と海外投資家比率が4%未満のため、現時点では議決権電子行使プラットフォームの利用及び株主総会招集通知の英訳は行っておりませんが、今後、株主構成の変化等を勘案し、対応を検討してまいります。

[原則2-6 企業年金の機能発揮のための人事面・運営面における取組み内容]

当社は、現時点で企業年金基金制度を導入しておらず、本原則には該当いたしません。

[補充原則4-10① 独立した指名委員会・報酬委員会の設置]

当社では、独立社外取締役は取締役会の過半数に達していませんが、取締役会は独立社外取締役2名及び社外監査役2名から豊富な経験と高い見識を活かした意見をいただき、必要に応じて適切な関与・助言を得ておりますので、独立した指名委員会・報酬委員会の設置については現在のところ考えておりません。

[補充原則4-11③ 取締役会による取締役会の実効性に関する分析・評価]

当社は、原則毎月1回取締役会を開催しており、また、取締役会において決議すべき事項が生じた場合には速やかに臨時開催しております。

当社は、現在、取締役会全体の実効性の分析や評価に関する方針や手続は定めておりませんが、独立社外取締役をはじめ、各取締役からの意見・要望を取締役会の運営に反映しております。今後は取締役会の運営に関して適時の見直しを行っていくとともに、取締役会全体の実効性についての分析・評価・その結果の概要の開示について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4 政策保有に関する方針】

政策保有株式については、保有先企業との取引関係の維持強化を通じて当社の中長期的な企業価値向上に資する場合に取得・保有することとしております。また、その保有意義について、当社の取締役会で定期的に検証を行い、保有意義が乏しい株式については、保有先企業の十分な理解を得た上で、市場への影響等に配慮しつつ売却を進めることとしております。

保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容が当社の保有方針に適合しているかどうかに加え、当社株主との共同利益を踏まえ検討し、事業戦略上の重要性、取引先との関係等を総合的に勘案し、取締役会にて十分に審議したうえで議決権の行使をしております。

【原則1－7 関連当事者間の取引を行う場合の利益相反防止手続きの策定】

当社は、取締役会規程の定めに基づき、取締役との利益相反取引については、取締役会の事前承認を要し、取引を行ったときは取締役会への報告を要することとしております。また、職務権限規程の定めに基づき、関連当事者との取引が稟議書あるいは取締役会にて報告または承認されていることを確認しております。なお、関連当事者取引の内容は、有価証券報告書にて報告しております。

【補充原則2－4① 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社では、管理職への登用等に当たっては、年齢、性別や社歴等では区分せず、意欲と能力のある従業員が平等に機会を得られるような人事評価制度とキャリアプランを整備しております。そのため、女性、外国人等の区分での目標とする管理職の構成割合や人数を定めておりません。今後も、人数等の目標は設定せず、従業員の最大限の能力を発揮できる職場環境や企業風土の醸成に努め、意欲と能力のある従業員を育成し、適性のある人材を管理職として登用していく方針であります。

なお、当社では、育児・介護休業、育児及び介護のための短時間勤務等の制度を導入し、多様な人材が仕事と家庭を両立し、能力を発揮できる社内環境の整備に努めております。

【原則3－1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念は当社ウェブサイトへ掲載しております。経営戦略、経営計画について、当社は、経済環境や経営環境の変化が激しい中、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、対処すべき課題を明確に公表するとともに、当該期の連結業績予想を公表することとしております。

(ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「Ⅰ-1.基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書「Ⅱ-1.【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

【取締役候補者指名の方針と手続】

当社は、常勤取締役については、事業及び担当業務に精通していること、マネジメント能力に秀でていることを求めています。また、社外取締役については、経営管理等の経歴、幅広い視野と見識を有し、当社の経営管理に有意義な助言を頂ける人物を求めたいと考えております。

なお、取締役会において候補者審議のうえ指名し、株主総会に上程しております。

【監査役候補者指名の方針と手続】

当社は、監査役については、監査役監査基準第10条(監査役候補者の選定基準)を踏まえ独立の立場の保持に努めるとともに、当社の企業理念を理解し、取締役の業務執行の監査を的確かつ公正に遂行できる知識能力、経験を有している人物を候補者としております。

なお、代表取締役が候補者案を作成し、監査役会の同意を得たうえで、株主総会に上程しております。

【経営陣幹部の解任の方針と手続】

当社は、経営陣幹部が法令、定款、もしくは当社規程に違反し、または当社に多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせるなど、職務執行が困難と認められる事由が生じた場合、解任の対象としております。

なお、解任にあたっては、取締役会において決議を行い、株主総会に付議するものといたします。

(v) 個々の経営陣幹部・取締役・監査役の選解任・指名についての説明

当社の取締役候補者及び監査役候補者の選任の理由については、株主総会招集通知に略歴及び新任役員の選任理由を記載し、判断材料を提供しております。

また、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については、本報告書「Ⅱ-1.機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】【監査役関係】」に開示しております。

なお、上記の経営陣幹部の解任の方針に則り、解任が行われる場合には、適宜適切に開示いたします。

【補充原則3－1③ 自社のサステナビリティについての取組み】

当社は、当社ウェブサイトにおいてSDGsの取り組みを公開しております。現在、当グループ社員の78%が女性であることから、ダイバーシティ&インクルージョン委員会を設置し、出産や育児、介護などのライフイベントの変化があっても、女性がキャリアアップをあきらめることなく、最大限の力を発揮し活躍できる環境、新たな企業価値の創出を目指し、働きやすい制度の構築を進めております。また、社会福祉協議会・近隣ボランティア・学生ボランティア団体と連携し、子どもレストランの運営を行い、ひきこもり・不登校のお子様の学習支援施設へ給食の配達をしております。海外では、産官学連携プロジェクトとして、インドネシアにおいて日本の介護福祉士の資格に相当する資格制度構築を支援しております。

【補充原則4－1① 経営陣に対する委任の範囲の決定】

取締役会は、法令で定められた専決事項及び取締役会規程に定める事項の決定を行っております。その他の主要な業務執行の決定については、組織規程および職務権限規程において、その権限委譲の範囲を定めております。

これにより、それぞれの役割と責任を明確化し、機能の強化を図るとともに、経営の効率化及び意思決定の迅速化、取締役会の活性化を目指しております。

【原則4－9 取締役会による独立性判断基準の策定】

当社は、会社法の社外要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがない独立した立場にあること、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待出来る人物であること等を総合的に判断し社外取締役を選定しております。

【補充原則4－11① 取締役会にて必要なスキルの特定】

当社は、定款上の取締役の員数を8名以内と定めており、現在8名(うち独立社外取締役2名)が就任しております。

経営課題や当社を取り巻く経営環境の変化に対応し、迅速な意識決定を推進していくうえで適切な規模であり、また、独立社外取締役2名を選任することで、バランス・多様性をともに満たした構成であると考えております。取締役の選任に関する方針・手続きにつきましては、本報告書Ⅱ-1.

基本的な考え方原則3-1 情報開示の充実(iv)」に開示しております。

[補充原則4-11② 兼任状況の開示]

当社は、社外取締役及び社外監査役の兼任状況につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書に開示しております。

[補充原則4-14② 取締役・監査役に対するトレーニング方針]

新任取締役・新任監査役に対しては、代表取締役および担当役員が中心となり、内容や主要拠点の説明の場を設けています。また、監査役は日本監査役協会が主催するセミナー等を受講し、必要な知識の習得に努めております。

[原則5-1 取締役会による、対話を促進するための体制整備]

当社では、株主との対話促進を図るための窓口部門は経営企画室を中心とし、取締役に加えて、経理・財務、総務等の部門間で情報共有等の有機的な連携を図ったうえで様々な機会を通じて対話を持つようにしております。

また、IR情報の発信及び対話の場として、当社代表取締役社長が参加する決算説明会を開催し、投資家とのIRミーティングを定期的の実施しております。こうした対話を通じ、株主の意見・懸念等を当社経営理念と整合させ経営に必要と判断する場合には、これを取締役会等に報告し、経営に反映させます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
遠藤 正一	1,363,300	13.20
北村 政美	1,055,500	10.22
ロングライフ総研株式会社	835,600	8.09
ロングライフ取引先持株会	545,100	5.28
ロングライフホールディング従業員持株会	244,600	2.37
水戸証券株式会社	235,000	2.27
株式会社関西西みらい銀行	200,000	1.94
小嶋 ひろみ	105,700	1.02
株式会社紀陽銀行	100,000	0.97
住友生命保険相互会社	100,000	0.97

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

- 1. 当社は自己株式859,105株を保有していますが、上記大株主からは除外しております。
- 2. 持株比率は、自己株式数を控除しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	10 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長野 聡	他の会社の出身者											
濱田 仁	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

長野 聡	○	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 弁護士・弁理士(現任) 内藤証券株式会社 社外監査役(現任) 株式会社東邦銀行 社外取締役(監査等委員)(現任)	長野聡氏は、日本銀行での豊富な経験、並びに金融機関で社外取締役・社外監査役として経営に携わられ、幅広い見識を有しておられるとともに、弁護士として企業法務にも精通しておられることから、取締役会で適切な助言をいただけるものと期待したためであります。 なお、同氏は、証券取引所の定める独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
濱田 仁	○	日本PMIパートナーズ株式会社 代表取締役社長(現任)	濱田仁氏は、事業会社での代表取締役社長など要職を歴任される中で培われた経営全般にわたる知識と経験から、取締役会で適切な助言をいただけるものと期待したためであります。 なお、同氏は、証券取引所の定める独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

適宜、会計監査時において立ち会い、意見交換などを実施するとともに、現場実査にも同行しております。
 なお、会計監査については、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法および金融商品取引法に則った会計監査を受けており、監査役と会計監査人との間で、年2回の頻度で、監査方針、監査実施状況等についての報告説明会を行っております。また、当社は、代表取締役社長直属の組織として内部監査室を設置し、2名の体制としております。内部監査室は、監査の方針、計画について監査役会と事前に協議を行い内部監査規程に従って立案した監査計画に基づき、従業員の業務の執行並びに業務プロセス等の適切性及び効率性を監査するとともに、監査の結果を定期的に代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柴原 啓司	公認会計士													
甲斐 みなみ	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴原 啓司	○	みのり監査法人パートナー（現任）	柴原啓司氏は、公認会計士の資格を有し、監査法人での経験も長く、企業の財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、当社の監査業務に反映いただくことを期待したためであります。 なお、同氏は、証券取引所の定める独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
甲斐 みなみ	○	甲斐みなみ法律事務所代表（現任）	甲斐みなみ氏は、弁護士としての資格を有し、介護業界に関する相当程度の知見も有しておられることから、当社の監査業務に反映していただくことを期待したためであります。 なお、同氏は、証券取引所の定める独立性に関する事項を充たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の大株主は、当社役員及び従業員持株会で構成されており、現時点においてはストックオプションの導入は不要と考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2021年10月期における取締役に対する報酬
取締役の年間報酬総額 8名 91百万円 (うち社外取締役 4名 4百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[取締役等の個人別の報酬等の内容についての決定方針]
当社は、2021年1月28日開催の取締役会において当該方針を決議しております。
イ. 決定方針の内容の概要
当社取締役の報酬等は、月例の固定報酬のみとし、個々の取締役の職務執行の実績及び役位・職責の水準等を考慮して決定しております。
ロ. 個人別の報酬等の決定に関する事項
取締役会は、代表取締役社長小嶋ひろみ氏に対し、各取締役の固定報酬の額の決定を一任しております。本権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。
ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個々の実績を確認し、役位・職責に応じた報酬についての合意を得るプロセスをとっていることにより、決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は、経営の専門家としての経験、見識による助言や当社の業務執行の監査機能を担っております。
社外監査役は、常勤監査役と協力して監査環境の整備に努めるとともに、監査の方法、監査結果についての意見交換および重要事項の協議などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は代表取締役2名、取締役6名(うち独立社外取締役2名)で構成されております。
取締役の任期は、経営環境の変化に柔軟に対応するとともに、経営責任を明確にするため、定款の定めにより1年としております。また、毎月1回の取締役会のほか必要に応じて臨時の取締役会を開催し、迅速なアクションと意思決定ができる経営体制となっております。また、執行役員制度を導入し、取締役会の構成人数を少数化しており、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、権限と責任の明確化ができる体制となっております。
監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の監査役3名とし、監査役会を構成するとともに、定例取締役会のほか臨時の取締役会にも出席し、必要に応じて意見を述べるとともに重要な書類等の閲覧を行い、また、業務執行の適法性について調査を実施するなど、経営への監視機能を発揮しております。また、監査役3名のうち2名は社外監査役であり、独立役員として指定しており、内部監査室と連携し監視機能を強化しております。
内部監査機能としては、代表取締役の直轄組織として「内部監査室」を設置しており、社内の各部門の業務運営状況を定期的に監査し、業務執行の監視と業務運営効率化に向けた検証を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の専門家である社外取締役の経験・見識による助言を通じて取締役会の活性化を図るとともに、社外取締役による経営監視機能を向上させております。また、監査役の過半数を専門的知見を持つ社外監査役とすることで、会社法制下においてその権限が強化・拡充されてきた監査役会によって、実効性ある経営の監視監督に努め、経営の健全性・透明性の維持・確保を図るため、現状の体制を採用しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、法定期限内に通知しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の導入に向けて検討中です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会および第2四半期決算説明会として、東京・大阪にて年2回ずつ開催しております。本年は、WEBライブ配信により開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	(日本語) 決算短信、適時開示、ニュースリリース、決算説明会資料、有価証券報告書、事業報告書、IRカレンダー、法定公告等を掲載しております。 https://www.longlife-holding.co.jp/ir/ (英語) 決算短信資料を掲載しております。 https://www.longlife-holding.co.jp/en/	
IRに関する部署(担当者)の設置	「経営企画室」を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスマニュアルに顧客、取引先、株主等の全てのステークホルダーに対し、ロングライフグループの役職員が高い倫理観に基づいて行動するように求めることを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	夏期の一定期間、地球温暖化防止運動(クール・ビズ)を実施しております。 当社は、当社ウェブサイトにおいてSDGsの取り組みを公開しております。現在、当グループ社員の78%が女性であることから、ダイバーシティ&インクルージョン委員会を設置し、出産や育児、介護などのライフイベントの変化があっても、女性がキャリアアップをあきらめることなく、最大限の力を発揮し活躍できる環境、新たな企業価値の創出を目指し、働きやすい制度の構築を進めております。また、社会福祉協議会・近隣ボランティア・学生ボランティア団体と連携、子どもレストランの運営を行い、ひきこもり・不登校のお子様の学習支援施設へ給食の配達をしております。海外では、産官学連携プロジェクトとして、インドネシアにおいて日本の介護福祉士の資格に相当する資格制度構築を支援しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンスマニュアルに顧客、取引先、株主等の全てのステークホルダーに対し「ロングライフグループの財務内容や事業活動等の投資判断に関わる重要な情報は、適時・適切に開示します。」と定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の構築を重要な経営課題と考え、内部統制については、取締役はもとより、使用人全員の意識を高め、実践していくことが重要であると考え、引き続き以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進しております。

1. 当社及び当社グループ会社の取締役等及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役等及び従業員の法令及び定款の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を徹底するための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について、決定するとともに、定期的に整備の状況報告を受ける。
- (2) コンプライアンス担当役員は、その責任のもと、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルを作成し、取締役及び従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
- (3) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。
- (4) 担当役員はコンプライアンス規程に従い、コンプライアンス委員会を設置し、従業員に対してコンプライアンスに係る適切な研修体制を構築し、内部通報マニュアル及び内部通報相談窓口の周知徹底を図る。
- (5) 当社及び当社グループ会社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底し、法的要求事項を遵守する基盤を整備する。
- (6) 監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報・文書（取締役会議事録・稟議書等）をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。
- (3) 前2項に係る事務は、当該担当取締役が所管し、イ. の検証・見直しの経過、ロ. のデータベースの運用・管理について、定期的に取締役会に報告する。

3. 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。
- (2) 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- (3) 内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにリスク担当取締役を委員長とするリスク管理委員会及び担当部署に通報される体制を構築する。
- (4) 内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理規程、関連する個別規程、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全従業員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。
- (5) リスク管理委員会は、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに従業員に対する研修等を企画実行する。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法の求める財務報告の適正性を確保するため、内部監査室が財務報告の信頼性にかかる内部統制の整備運用状況を監査し取締役会に報告する。

5. 当社及び当社グループ会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- (1) 経営計画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- (2) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを守り、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- (3) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

6. 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制について

- (1) 当社グループ会社のリスク情報の有無を監査するために、当社グループ会社との間で、内部監査委託契約を締結するとともに、担当取締役を長として内部監査室がその事務を管掌する。
- (2) 当社グループ会社に損失の危険が発生し、内部監査室がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告される体制を構築する。
- (3) 当社と当社グループ会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は、当社及び当社グループ会社の経理等の管理部署と十分な情報交換を行う。

7. 当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制について 当社は、当社グループ会社に対し、関係会社管理規程に基づき、当社に対する経営上の重要事項等の報告を義務づける。

8. 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことに関する事項について 取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置することとする。

9. 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項、及びその従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について

- (1) 監査役の職務を補助すべき従業員の適切な職務遂行のため、任命・異動については監査役と取締役が協議するものとし、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する従業員は、監査役が必要と認めた場合に限り、監査役と共に取締役会その他の重要な会議体に出席することができる。

10. 当社及び当社グループ会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制について

- (1) 監査役の職務の効果的な遂行のため、当社及び当社グループ会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告することとする。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含むものとする。
- (2) 当社及び当社グループ会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役会に報告することとする。
- (3) 監査役会への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要な都度遅滞なく行うこととする。

(4) 監査役は、いつでも役職員に対して報告を求め、関連する資料を徴求することができる。

11. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

(1) 当社は、監査役に報告をした者について報告の事実及び報告内容を秘匿し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を関連規程等で記載する。

(2) 監査役は、報告をした従業員の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができる。

12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項について当社は、監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還、負担した債務の弁済を求められた場合には、当該費用等が明らかに監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これに応じる。

13. その他の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制について

(1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つものとする。

(2) 取締役は、監査役職務の適切な遂行のため、監査役とグループ会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力することとする。

(3) 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力することとする。

(4) 取締役は、監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図る環境を整備することとする。

14. 内部統制システムの運用状況

当社及び当社グループ全体の法令遵守などを統括するコンプライアンス委員会を設置し、組織体制を整備するなど適切な内部統制システムの構築、運用に努めてまいりました。また、各事業所の管理者等に対してインサイダー規制研修や労務管理研修を開催するなど、コンプライアンス教育に努めてまいりました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は毅然とした姿勢で断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

当社グループは、「反社会的勢力に対する基本方針」を以下のとおり定めます。

1. 当社は、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる団体（以下、まとめて「反社会的勢力」という）とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。

2. 反社会的勢力であるかどうか常に注意を払うとともに、反社会的勢力と知らずに何等かの関わりをもってしまった場合は、相手方を反社会的勢力と判断した時点、あるいは反社会的勢力との疑いが生じた時点で、速やかに関係解消に努めます。

3. 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。

4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。

5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

6. 当社は反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。

1. 適時開示に関する会社の基本方針

当社は、株主・投資家の皆様の投資判断に影響を与える会社情報について、適時・適切に開示することを基本方針としております。

「内部者取引管理規定」により、会社の内部情報を管理するために必要な事項を定めて情報管理を徹底し、インサイダー取引等の発生を未然に

防止することに努めております。

2. 会社情報の適時開示に関する社内体制の状況

(1) 決定事実に関する情報

当社は取締役会において重要事項の決定を行っております。取締役会は月1回開催し、必要に応じて随時開催しております。監査役は取締役会に出席することとしております。

取締役会において決定される重要事項については、情報取扱責任者及び代表取締役社長が情報開示の要否について協議し、公表を要するものに関しては取引所が定める適時開示規則に従い、代表取締役社長の承認を得て、迅速かつ正確に情報の開示を行っており、インサイダー取引等の発生を未然に防止することに努めております。

(2) 発生事実に関する情報

重要な事実が発生した場合は、当該事実が発生した部署から速やかに情報取扱責任者へ情報が集約されます。その後公表の要否については情報取扱責任者及び代表取締役社長は協議し、必要に応じて会計監査人、弁護士などによるアドバイスを受けた上で、速やかに情報の開示を行っております。

(3) 決算に関する情報

決算情報は全て経理財務グループで取りまとめ、法定監査が必要な財務諸表については、並行して監査法人による監査を受けております。取締役会にて承認決議後、即日開示しております。

【参考資料：模式図】

